

## 被害防止計画目標評価報告書

## 1 対象地域及び実施期間

対象地域	日野郡(日南町・日野町・江府町)
実施期間	令和2年度～令和4年度

## 2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業概要 (対象鳥獣)	内容と成果			
巡回・現地出動 (全獣種)	被害情報、目撃情報に対して迅速に現地確認を行い、対策の指導、関係各所への情報提供を実施した。			
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	出動回数	323回	366回	302回
侵入防止柵設置支援 (イノシシ)	設置支援は、①基本研修②現地確認③施工指導の3段階で行う。 ①②はセットで行い、加害鳥獣の生態とその対策方法について啓発し、効果的な設置計画を住民と共同で立案する。平成27年度から当該交付金による侵入防止柵の設置を計画する場合は、本研修の受講を必須とした。③は計画翌年の実際の施工時に現地で指導を行った。 また維持管理の点検や補修が不十分なことによる被害が発生したことを受け、平成30年度から過去に設置した侵入防止柵の点検・補修指導を強化している。			
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	支援集落数	13集落	14集落	12集落
捕獲資材の購入 (イノシシ・中型獣)	移動式はこ罠(捕獲檻)を当協議会で購入、各町に貸与し、各町から捕獲者に管理委託している。			
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	イノシシ捕獲檻	13基	6基	8基
	中型獣はこ罠	—	30基	—
(ニホンジカ)	増加してきているニホンジカの奥山捕獲のため、無線式罠確認システム「ほかパト」を令和2年に導入。3町の中でも特に林業が盛んな日南町に親機を設置。奥山におけるくくり罠の見回り省力化を実感したので、令和4年には日野町と江府町にそれぞれ親機を1基ずつ設置し、通信網を整えた。			
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	親機購入数	1基	—	2基
	子機購入数	13基	17基	—

錯誤捕獲対応 (ツキノワグマ)	ツキノワグマによる農作物への食害は発生していないが、稲の踏み付けや錯誤捕獲が発生したことから、鳥獣被害防止計画にも対象鳥獣として追加されたことを受け、ツキノワグマの錯誤捕獲発生時の現場確認及び現地の侵入規制を鳥獣被害対策実施隊が行っている。			
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	錯誤捕獲発生件数	3件	6件	1件
自己研鑽 (全獣種)	令和3年度に新規隊員の加入があったこととニホンジカ対応が今後問題になることを予測し、隊員の知識・技術の向上のため各研修会に参加。			
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	研修会参加数	7件	10件	4件

### 3 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年度の実績値 (令和元年度)	目標値 (令和4年度)	目標年度の実績値 (令和4年度)	達成率 (%)	備考
被害面積 (a)	728	509	388	155%	
被害額 (千円)	7,603	5,322	3,894	162%	

### 4 総合評価

<p>全町共に侵入防止柵の整備を進め、侵入防止柵設置等の対策済み農地はほとんど被害が発生していないが、未整備地区での被害が継続している。</p> <p>平成28年度以前に設置したワイヤーメッシュ柵は防錆加工した資材ではないため、設置してから7年ほど経過したものは柵の下部が腐食しているものがあり、また問題ないように見える柵であっても衝撃を与えると柵線が簡単に曲がったり切れたりするものもあった。このような状態であることを点検時に見逃しており、農地に侵入される事案が複数個所で発生し、被害が増加したことから、維持管理における点検および補修方法の指導を強化した。その結果、被害の抑制につながっている。</p> <p>これまで水稻の2番穂が乳熟することはなかったが、気候変動に伴い、田植えの早い地域では収穫できる状態になってきている。収穫後のすき込みや電気柵撤収時期を遅らせるなどの対応が必要となってきており、現在指導を進めている。</p> <p>農地近縁でもニホンジカを目撃することが増加している。農業、林業どちらでも被害が発生しないように対応が必要となってきている。特に林業被害に対しては関係機関の連携を強め、日野郡の現状に合った対策を検討している。当協議会ではニホンジカの奥山捕獲を推進するため、特に負担となるくくり罠見回り労力を軽減することを目的としたほかパトを導入した。捕獲の担い手育成と捕獲体制の構築が喫緊の課題である。</p>
---

5 第三者の意見

イノシシの捕獲頭数は近年横ばいであり、十分な農業被害の抑制や目標達成には至っていないのが現状である。今後もさらにイノシシや中型獣による被害が増えると予想されるので、侵入防止柵の未整備地区への導入や柵の適切な管理、有害捕獲の推進を継続していくことが必要であると考えている。

(一般財団法人日南町産業振興センター 事務局長 高橋 幸男)

捕獲資材購入等により、主にイノシシの捕獲檻における捕獲数が増加し、農作物被害低減の一助となっている。その他、侵入防止柵の設置指導及び既設の侵入防止柵の点検方法等、地域農家の指導により、「入れない対策」の効果が表れている。引き続き捕獲圧の強化や侵入防止柵の設置及び管理指導を推進することにより、農作物被害の低減を図っていくことが必要である。

(農業法人くろさか 代表 谷口勇)

町内の多くの地区で、進入防止柵整備が進んでいるが、整備が進んでいない地区は被害が増大している。また早期に整備された地区は、防止柵等が老朽化し適正な管理ができていない地区では、被害が発生している。侵入防止柵整備や維持管理、捕獲駆除等の鳥獣被害対策の更なる推進によって町内の被害を減らすことが、必要だと考える。

(一財) 奥大山農業公社 事務局長 下垣吉正)

- (注) 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記1の第6の2の(1)及び(2)に基づき実施要領(別記1)別記様式第4号の改善計画を作成し、知事に提出すること。
- 2 2の事業効果には、実施要領(別記1)別記様式第8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広く定量的に記入すること。なお、処理加工施設又は捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を別紙に具体的に記載し、添付すること。(別紙)